

# 令和8年度

## 秋田県風力発電等関連産業参入支援事業補助金

### 対象事業の募集のお知らせ

県では、風力発電、地熱発電、太陽光発電、水力発電又はバイオマス発電(以下、「風力発電等」という。)に関連する産業に参入するための人材の育成や参入体制の構築に要する経費の一部を助成します。令和8年4月2日(木)より募集を開始し、令和9年2月12日(金)17時をもって締め切らせていただきます。

#### 1 補助金の種類

- (1) 人材育成支援事業
- (2) 参入体制構築支援事業

#### 2 補助対象事業者の要件

この補助金の補助対象事業者は、次の要件をすべて満たす法人及びその他の団体並びに個人とします。

- (1) 風力発電等の建設工事・メンテナンス等、又は、風力発電関連部品等の県内拠点での製造について、具体的な計画を有していること。
- (2) 建設工事・メンテナンス等においては、県内に住居又は事業所のある、個人や本社機能を有している法人、又は県より再生可能エネルギー発電に係る誘致認定を受けている企業であること。
- (3) 秋田県税を滞納していないこと。

#### 3 補助対象経費

##### (1) 人材育成支援事業

補助対象事業者に正規雇用(期限に定めのない雇用)されている者が、風力発電等の建設工事・メンテナンス等に必要で専門的知識や技能、資格を習得するために要する直接経費(研修機関等の受講費、教材費、旅費交通費等)。

##### (2) 参入体制構築支援事業

補助対象事業者が、風力発電等の分野において、点検機器の導入や試作品の製造等に要する直接経費であること。

※ 消費税及び地方消費税の仕入控除税額相当額は、減額すること。

#### 4 補助率、補助金の上限及び補助継続年数

- ・補助率：補助対象経費の1/2以内（千円未満は切り捨て）
- ・補助金の上限額及び交付継続年数

補助金名	交付年度ごとの上限額	交付継続年数
人材育成支援事業	50万円/人 <sup>(※1)</sup>	同一補助対象者につき各年1回、 継続3年の交付を限度とする
参入体制構築支援事業	250万円/件	同一補助対象事業につき各年1回、継続3年 の交付を限度とする

※1 県内に講師を招聘して研修を行う場合は、研修にかかる経費を受講者数で割った額が、1人当たりの当該上限額を超えないこと。

#### 5 提出書類

秋田県産業労働部クリーンエネルギー産業振興課関係補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及び秋田県風力発電等関連産業参入支援事業補助金交付要領（以下「交付要領」という。）により、次の書類を提出してください。

- (1) 補助金等交付申請書（交付要綱様式第1号）
- (2) 事業実施計画書（交付要領様式第1号）
- (3) 収支予算書（交付要綱様式第3号）
- (4) その他別に定める書類（交付要領別表3）

#### 6 手続き

- ・募集期間 令和8年4月2日（木）～令和9年2月12日（金）
  - ・提出先 〒010-8572 秋田市山王3-1-1  
秋田県産業労働部クリーンエネルギー産業振興課  
クリーンエネルギー推進チーム
  - ・提出方法 持参、郵送又はメール（令和9年2月12日（金） 17:00必着）
- ※ 予算がなくなり次第、終了となります。詳細については交付要領をご参照ください。

#### 7 問い合わせ

- ・秋田県産業労働部クリーンエネルギー産業振興課 クリーンエネルギー推進チーム
- ・電話：018-860-2281
- ・FAX：018-860-3869
- ・メール：[shigen-ene@pref.akita.lg.jp](mailto:shigen-ene@pref.akita.lg.jp)
- ・担当：佐藤 龍二、工藤 陽太